

鳥取県版経営革新総合支援補助金〈復旧・復興型〉 募集案内

【申請書提出期間】

平成 29 年 4 月 3 日(月)～平成 30 年 3 月 20 日(火)

【本事業の問い合わせ先】

鳥取県商工労働部企業支援課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話番号 0857-26-7242・7243

- ◇申請書類一式は、持参、または郵送等により下記機関へご提出ください。
※お近くの機関にご提出下さい。なお、県内各商工会でも受け付けております。

提出先
鳥取県中部総合事務所地域振興局 中部振興課 (倉吉市東巖城町 2 TEL:0858-23-3985)
鳥取商工会議所 (鳥取市本町 3-201、TEL:0857-26-6666)
東部商工会産業支援センター (鳥取市湖山町東 4-100(商工会連合会館 2 階)、TEL:0857-30-3009)
倉吉商工会議所 (倉吉市明治町 1037-11、TEL:0858-22-2191)
中部商工会産業支援センター (東伯郡北栄町田井 38-8、TEL:0858-36-2868)
米子商工会議所 (米子市加茂町 2-204、TEL:0859-22-5131)
境港商工会議所 (境港市上道町 3002、TEL:0859-44-1111)
西部商工会産業支援センター (西伯郡日吉津村日吉津 885-9 (米子日吉津商工会日吉津支所内)、TEL:0859-37-0085)
鳥取県中小企業団体中央会 (鳥取市富安 1-96、TEL:0857-26-6671) 米子支所 (米子市加茂町 2-204 商工会議所会館、TEL:0859-34-2105) 倉吉出張所 (倉吉市明治町 1037-11 商工会議所会館、TEL:0858-22-1706)

- ◇受付時間は、9:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日、年末年始除く) となります。
◇本募集案内及び交付要綱 (申請様式等を含む) は、県ホームページからダウンロードできます。

(URL)<https://www.pref.tottori.lg.jp/261926.htm>

平成 29 年 4 月
鳥取県商工労働部企業支援課

「鳥取県版経営革新総合支援補助金〈復旧・復興型〉」について、公募を行います。交付を希望される方は制度の目的を御理解頂いた上で、下記に基づき申請されるようご案内します。

1 制度の目的

この補助金は、平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部地区を震源とする地震で被害を受けた県内に事業所を有する中小企業者（以下「被災した県内中小企業者」といいます。）で、被害のあった施設及び設備の原状回復のために実施する事業を支援し、被災した県内事業者の早期復旧及び地域経済の早期回復を図ることを目的としています。

2 補助対象者

補助対象となる事業者は、被災した県内中小企業者となります。（業種は問いません）

※本補助金の申請は対象者につき 1 回限りです。

※中小企業者とは、中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項に定める事業者で、以下に示す会社及び個人、組合（企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会、その他組合）を指します。

（中小企業者の定義）

業種	定義（下記を満たす会社及び個人）
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	資本金 3 億円以下 又は 従業者数 300 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下 又は 従業者数 100 人以下
小売業	資本金 5 千万円以下 又は 従業者数 50 人以下
サービス業	資本金 5 千万円以下 又は 従業者数 100 人以下

3 補助対象事業、補助率、補助金額、補助対象期間について

対象となる事業、事業実施主体、補助金の額、実施期間は次の表のとおりです。

補助事業	被災した県内中小企業者で、被害のあった施設及び設備の原状回復のために実施する事業
補助率	補助対象経費 ^{※1} の 3 分の 2 以内
補助金の額	2,000 千円以内（事業費 300 千円未満は対象外とします）
補助対象期間	交付決定日 ^{※2} 又は平成 28 年 10 月 21 日以降で事業を開始した日から 12 ヶ月以内

※1 補助対象経費とは、補助事業に必要と認められる経費（消費税抜額）です。

※2 交付決定日とは、申請者が補助金の申請後、県が申請者に対して補助金の交付を決定した日を指します。

4 補助対象経費

補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。（本補助金では、交付決定前に修繕等を行ったものについても対象となります。）

また、委託する経費については、県内事業者への委託に限り、補助対象となります。（ただし、やむを得ない事情

で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではありません。)

経費区分		内容
改修費	施設改修費	施設 ^{※3} （建物、構築物等）の原状回復 ^{※5} に係る費用
	設備改修費	設備 ^{※4} （機械装置、工具器具、備品等）の原状回復に係る費用

※3 施設とは、店舗、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場等、**事業の実施に必要不可欠と認められる施設**をいいます。

※4 設備とは、**事業の実施に必要不可欠と認められる設備で資産として計上されるもの**をいいます。

※5 ここでいう原状回復とは、被害のあった施設及び設備を、修繕や買換、整備等の手段により再び被災前の状態に戻すことをいいます（明らかに効用が増しているものは該当しない）。

5 申請手続き

(1) 申請書提出期間 平成 29 年 4 月 3 日（月）から平成 30 年 3 月 20 日（火）17 時必着

※申請書類：以下のホームページから入手できます。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/261926.htm>

(2) お問い合わせ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課（本庁舎 7 階）

住所：鳥取市東町一丁目 220（〒680-8570）

電話：0857-26-7242・7243 ファクシミリ：0857-26-8117

電子メール：kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp

※お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会にもご相談いただけます。

(3) 提出先

申請書類一式は、持参、または郵送等により下記機関へご提出ください。

※お近くの機関にご提出下さい。なお、県内各商工会でも受け付けております。

提出先
鳥取県中部総合事務所地域振興局 中部振興課（倉吉市東巖城町 2 TEL:0858-23-3985）
鳥取商工会議所（鳥取市本町 3-201、TEL:0857-26-6666）
東部商工会産業支援センター （鳥取市湖山町東 4-100(商工会連合会館 2 階)、TEL:0857-30-3009)
倉吉商工会議所（倉吉市明治町 1037-11、TEL:0858-22-2191）
中部商工会産業支援センター（東伯郡北栄町田井 38-8、TEL:0858-36-2868）
米子商工会議所（米子市加茂町 2-204、TEL:0859-22-5131）
境港商工会議所（境港市上道町 3002、TEL:0859-44-1111）
西部商工会産業支援センター （西伯郡日吉津村日吉津 885-9（米子日吉津商工会日吉津支所内）、TEL:0859-37-0085）
鳥取県中小企業団体中央会（鳥取市富安 1-96、TEL：0857-26-6671） 米子支所（米子市加茂町 2-204 商工会議所会館、TEL:0859-34-2105） 倉吉出張所（倉吉市明治町 1037-11 商工会議所会館、TEL:0858-22-1706）

(4) 申請に必要な書類

以下の書類を準備の上、提出して下さい。なお、本補助金は既に着手している（原状回復等を行っている）ものも対象となります。

- ・鳥取県版経営革新総合支援補助金（復旧・復興型）交付申請書（様式第1号）【正本1部】
- ・平成28年10月21日の鳥取県中部地震によって被害を受けたことが客観的にわかるもの^{※6}
- ・補助対象経費の根拠となるもの（見積書等）^{※7}

※6 「被害を受けたことが客観的にわかるもの」については、以下の例を参考にして下さい。以下にないものでも、被害を受けたことがわかるものであれば構いません。ご不明な点をご相談ください。

【書類の例】

- 公的機関や商工団体等が発行する被災したことを証明する書類（市町村が発行する罹災証明書、それに準ずる証明書、商工団体等の公的機関が発行する証明書）
- 施設及び設備が被害を受けたことがわかる写真 等

※7 既に原状回復に着手している、又は着手した場合、見積書の他、契約書や請求書等を添付して下さい。

6 応募から補助事業終了までの流れ

事業開始日及び事業期間により、該当しない項目もあります。また、事業期間中、下記の他、必要に応じて県職員による聞き取り調査、進捗状況確認等を行う場合があります（事前に御連絡、日程調整の上で行います）。

	流れ	備考
1	交付申請書の提出（事業者⇒商工団体⇒県）	
2	内容の審査（県）	審査の結果、申請された経費について補助対象外と判断する場合があります。
3	交付決定の可否を通知（県⇒事業者） ※交付申請書の受理から概ね1～2週間程度	
事業開始		
4	（平成30年3月末までに完了しない場合） 進捗状況報告書の提出（事業者⇒県）	平成30年4月10日までに提出して下さい。ただし、以下の場合には提出不要です。 ○3月末時点で、経費の支出が交付決定額の5割に満たない場合、 ○3月1日以降に交付決定された事業の場合
5	実績報告書（様式第6号）の提出（事業者⇒県） ※実績報告書には、必ず原状回復を行った施設及び設備の写真と支払の根拠となる書類を添付して下さい。	事業が完了したら速やかに提出して下さい。（10日以内）
6	補助金検査（書面検査）（県）	必要に応じて実地検査を行う場合があります。
7	補助金額の確定通知（県⇒事業者）	
8	補助金の支払い（県⇒事業者）	確定通知に支払予定時期（○月○旬）を記載しています。

※ 交付申請時に既に原状回復に着手しており、交付決定日時点で既に原状回復が完了している場合、交付決定通知を受けた後、速やか（交付決定日から10日以内）に実績報告書を提出してください。

7 応募に関する注意事項

- ・必要に応じて別途追加資料をお願いする場合がありますので御承知ください。
- ・応募に係る一切の費用は応募者自身の負担となります。
- ・申請するにあたっては、本補助金の趣旨（1ページの「1 制度の目的」）を満たしていることが必要です。内容によっては受付できないこともありますので、ご了承ください。
- ・補助事業期間の設定については、修繕等をはじめ（始めた）日から、支払等まで全て完了する（した）日までです。

8 補助事業に関する注意事項

以下の内容に当てはまるかどうか明確でない場合は、ご自身で判断せず、5（2）の問合せ先にご相談ください。

【補助事業実施にあたって】

- ・補助対象経費は、補助対象期間内に行われる補助事業に対して支出する（実際に支払が行われる）費用に限られます。本補助金では、平成28年10月21日以降に着手したものは対象としていますが、補助対象期間を過ぎて支出した費用は補助対象外となります。また、期間中に支出したもので、実施や納品が完了していないものも対象外となりますので、ご注意ください。
- ・交付決定を受けた内容に変更がある場合は、変更承認申請が必要な場合がありますので、事前に担当者へご相談ください。
- ・補助事業を中止・廃止する場合は、中止・廃止の承認申請書を提出し、県の承認を得ることが必要です。

【補助対象経費】

- ・消費税、振込手数料、代引き手数料は補助対象経費にはなりません。（値引に当たる振込手数料相当額も同様です）
- ・補助対象経費について、わからないことがありましたら、ご自身で判断せず、5（2）の問い合わせ先まで御相談下さい。

【補助金の支払い等】

- ・補助金は、原則として、補助事業終了後の精算払いとなります。概算払いを必要とされる場合は、ご相談下さい。
- ・支払いは原則口座振込とし、現金、手形での決済は避けてください（補助金の支払いができません）。なお、口座振込時の手数料等は補助対象となりません。
- ・補助事業者は、支払の根拠となる書類（見積書、発注書、注文書、契約書、納品書、請求書、領収書、通帳等）を保存し、事業完了年度の翌年度から5年間保存する必要があります。
- ・現地調査が必要と判断した際は、事前連絡の上、成果物（原状回復を行った施設及び設備）の確認に伺いますので、ご対応をお願いします。

9 Q&A

以下に質問をまとめましたので、参考にしてください。以下にない場合、5（2）の問合せ先までご相談ください。

Q1 申請できるかどうかの判断は？

A1 平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震によって被害を受けた中小企業者の方が対象となります。被害を受けた施設（建物）や設備（建物に付随する機器や生産設備、機械工具等）の原状回復のために利用いただけます。

Q2 対象となる施設や設備について、具体的にどういったものが対象となるのか？

A2 事業に利用している施設や設備が対象となります。下記の具体例を参考にして下さい。ご不明な点がある場合は御相談下さい。

(対象施設・設備の具体例)

施設…店舗、工場、事務所、倉庫、駐車場 等

※店舗兼自宅については、事業用途でない部分の修繕は除きます（リビング、キッチン、寝室 等）

設備…資産に計上されるものが対象です。（10 万円未満の設備等、資産に計上されないものは除きます）

機械装置、生産設備、事務用設備、工具器具、事業用途の家具・家電、事業用途の車両、配管設備、厨房機器、照明器具、電気設備、フェンス、看板 等

※消耗品や、複数の備品類で構成され資産計上されているもの（食器類一式等）は除きます。

Q3 所有する賃貸物件の修繕は対象となるか？

A3 本補助金の対象者は県内で事業を行う中小企業者となります。個別に判断せず、まずは御相談下さい。

Q4 被災によって破損した機器が修復困難な場合、買い替えでも対象となるか。その際、性能がアップしたものを購入することはよいか？

A4 修復が困難で、買い替えることでしか原状回復が難しい場合、買い替えも対象となります。性能アップについては、以下のような場合は対象となります。

- ・破損した機器が数年～数十年前の機器で、同性能の機器が既に存在しない場合。（20 年前に更新した生産設備が破損したため買い替える 等）
- ・地震等で破損したことを踏まえ、素材をより強固なもの等に変更するなど、機能について変化はないもの。（水道管の素材を変更する 等）

Q5 事業費 300 千円未満は対象外とあるが、建物の修復 1 か所 30 千円の修復を 10 か所行う場合などは対象となるか？

A5 対象となります。総事業費で 300 千円以上となる場合、本補助金の対象となります。

Q6 店舗修繕中に別の場所で仮営業を行うが、その費用（移動に係る費用や仮店舗での施設整備費用）は対象となるか？また、旧店舗で破損した設備（機械等）についての買換費用は対象となるか？

A6 移動に係る費用や施設整備費用（新たに営業を行う店舗の内装工事、据え付け機器の移設費用等）は仮営業の場合、移転の場合ともに対象外です。

また、旧店舗で破損した設備の買換費用については対象となりますが、破損設備の状況（修繕の可否等）によっては対象外と判断することもありますので、まずは御相談下さい。

Q7 破損した店舗のトイレ（従業員や客が利用するもの）の改修は対象となるか？

A7 対象となりますが、原状回復とならないもの（例えばくみ取り式トイレが破損したので水洗トイレに改修する等）は対象としません。

Q8 原状回復には、破損した施設・設備を撤去し、新たに施設・設備を構築する必要がある場合、全ての費用が対象となるか？

A8 撤去・解体費用は原則対象外ですが、上記の場合については、原状回復のため新たに施設・設備を構築するために、やむを得ず発生する撤去・解体費用であるため、対象とします。

撤去・解体費用を対象とする場合については、あくまでも新たに施設・設備を構築する事業が主であり、撤去解体が付随して行われることが前提となります。見積もり等をとられる際は、撤去・解体費用と施設設備の構

築費用が明確にわかるようにしておいて下さい。

Q9 建物が破損し、建て替える必要がある。別の場所に移転して立て替えを検討しているが、対象となるか？

A9 対象外です。ただし、同じ場所（敷地内）で立て替えを行う場合、対象となります。

Q10 原状回復を自費で既に行った。この場合でも申請することは可能か？

A10 可能です。ただし、平成 28 年 10 月 21 日の地震により被害を受け、そのための原状回復を行ったことが条件となります。また、原状回復を行ったことがわかるもの（被害を受けたことがわかる写真や、書類、見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等）を準備してください。

Q11 費用を立て替えるのが難しいため、前払いしてもらうことは可能か？

A11 原則、事業終了後の精算払いとしていますが、前払い（「概算払い」といいます。）も可能です。概算払いを希望される場合、専用の口座を用意し、資金の収支をその口座で管理いただくようお願いしています。また、最終的に支払金額が確定した際、概算払いの額よりも少ない場合は返還いただくこととなりますので、ご注意ください。

Q12 申請書を書くのが難しい。どうすればよいか？

A12 申請者の方で申請書や報告書は記載いただく必要がありますが、お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会でも記載について指導いただけますので、ご相談ください。なお、本案内の最後に記載例を掲載していますので、ご参考にしてください。

Q13 破損した機器を修理するのがメーカー（県外）のみしか対応できない。どうすればよいか？

A13 様式第 1-2 号の実施計画書に県外発注理由書欄がありますので、そこに理由（〇〇は製造元である〇〇でしか修理対応ができず、県内事業者では対応不可 等）を記載ください。

Q14 いつも取引している県外の事業者へ修理を頼んでもよいか？また、県内事業者へ発注するより県外事業者への発注のほうが費用が安い。安いほうへ発注してもよいか？

A14 県内の事業者で対応できる修理の場合、県内事業者へ発注しなければ対象となりません。

Q15 自分で修理する場合も対象となるか？

A15 申請者が生業として修繕等の業務を行える場合、利益を抜いた原価（人件費及び材料費）についてのみ補助金の対象となります。申請者が修繕等を生業としていない場合、対象となりません。

Q16 支払いは現金でもよいか？

A16 支払いは原則振込とし、現金、手形での決済は避けてください。どうしても現金等での決済が必要な場合や既に現金で支払ってしまったものについては、ご相談ください。

Q17 補助金検査は、会社まで検査しに来るのか？

A17 原則として、書面での審査とします。現地で実物を見る必要があると判断した場合、現地へ伺う場合があります。その場合、事前に連絡、日程調整の上で伺いますので、ご協力をお願いします。

Q18 医療法人だが、対象となるか？

A18 中小企業者にあてはまらないので対象となりません。※ただし、個人開業医の方は中小企業者に該当します。その他の法人については、以下をご参照ください。なお、地方公共団体が出資する法人（第三セクター等）については、出資比率の大小に関わらず、対象外とします。

対象となる法人	対象とならない法人
株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社 ※地方公共団体が出資する法人を除く	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人

Q19 大企業である親会社の出資が 50%以上ある子会社であるが、対象となるか？

A19 申請者が中小企業者であれば親会社が大企業であっても対象となります。

Q20 申請書に記載した内容と異なるところの原状回復を行った。対象となるか？

A20 異なるところの原状回復を行いたい場合、計画変更申請が必要です。申請して承認を受けてください。申請は修繕を行う前（事前）に行ってください。承認を受ける前に行った場合、対象外とします。

Q21 申請段階での原状回復にかかる費用が 400 千円で、事業を行った結果 290 千円で収まった。この場合、補助金は支払われるのか？

Q21 対象となり、補助金支払いは可能です。ただし、申請したものを行わず、結果、事業費が 300 千円未満となった場合は、すべてを対象外とし補助金は支払いませんのでご注意ください。

(参考例)

- ・A 機器の修繕 400 千円で申請・交付決定⇒修繕の結果、290 千円で収まった…**対象となる**
- ・B 機器の修繕 200 千円＋外壁 C の補修 200 千円で申請・交付決定
⇒B 機器の修繕だけで、外壁 C の補修は行わなかった…**B 機器の修繕は 300 千円を超えないため、B 機器の修繕 200 千円は対象外（結果すべて対象外）**
- ・D 機器の修繕 500 千円＋内装 E の補修 300 千円で申請・交付決定
⇒内装 E の補修は自身で行ったため費用はかからなかった…**D 機器の修繕が 300 千円を超えるため、D 機器の修繕 500 千円が対象となる。**

Q22 パチンコ店は対象となるか？

A22 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号、以下「風営法」という。）第 2 条第 2 項に定義する風俗営業者（キャバレー、まあじゃん屋、ぱちんこ屋等）は本補助制度の対象外とします。また、性風俗関連特殊営業を営む者についても対象外とします。

Q23 会社の代表者が、個人事業主として別の事業も行っている。この場合、会社と個人とで申請は可能か。

A23 可能です。2 つの異なる事業者として取り扱います。

Q24 代表者個人名義の建物を、自らが代表を務める会社に貸し、不動産所得の申告もしている場合、建物の修繕を個人で、内装、設備等を会社でそれぞれ補助金申請が可能か？

A24 この場合、実質、一事業者が会社の建物と内装を修繕する事業ですので、別々の申請はできません。代表者個人が一体として申請して下さい。

Q25 工事等はいつまでに終われば良いのか。（年度内に着手できないと言われた場合、補助対象として認められるか。）

A25 交付決定日（または事業着手日）から 12 ヶ月以内に工事を終了させる必要があります。事故や工事遅延等、いかなる場合によってもこの期間を超えることは認められません（事業を終了さ

せて下さい)。なお、年度内に着手できない場合でも交付決定日から 12 ヶ月以内に工事を終了させることができれば補助対象として認められます。

Q26 自動車も修繕の対象となるか。

A26 明らかに事業の用途にしか使用しないもの（例えば、特殊車両のように明らかに事業の用途にしか使用できない自動車）についてのみ対象とします。また、修繕しないと業務に支障が出ると判断できる場合のみ、修繕の対象となります（軽微なへこみ傷等の修繕は原則対象外）。判断に迷われる場合、ご相談下さい。

Q27 補助事業期間はどのように記載すれば良いか。

A27 申請時点で、まだ事業（修繕等）を始めていない場合、交付決定日が開始日、終了日は全ての支払等が完了する日として下さい。既に事業を始めている場合、工事着手日が開始日、終了日は支払等が完了した日として下さい。（記載例をご参照下さい）

【参考】 交付申請書の記載例

様式第1号（第4条関係）

提出日を記載

平成29年〇月〇日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所 倉吉市〇〇町××-××
名 称 株式会社〇〇旅館
代表者役職 代表取締役
代表者氏名 倉吉 次郎 印

平成29年度鳥取県版経営革新総合支援補助金（復旧・復興型）交付申請書

代表者職印（ない場合、代表者の私印で構いません）

鳥取県版経営革新総合支援補助金（復旧・復興型）の交付を受けたいので、鳥取県版経営革新総合支援補助金（復旧・復興型）交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

消費税は含みません

補助対象経費の額	1,500,000円	交付申請額は補助対象経費の額の2/3以内とすること。(上限200万円)
交付申請額	1,000,000円	
添付書類	1 補助事業計画書（様式第1-2号） 2 平成28年10月21日の鳥取県中部地震によって被害を受けたことが客観的にわかるもの （公的機関や商工団体等が発行する被災したことを証明する書類、被害を受けた施設設備の写真、被害を受けたことにより修繕したことがわかる書類 等） 3 補助対象経費の根拠となるもの（見積書、領収書 等）	

事業計画書

(1) 応募者の概要

企業名: 株式会社〇〇旅館			
代表者の役職及び氏名: 代表取締役 倉吉 次郎			
住所: (〒 682-1111) 倉吉市〇〇町××-××			
電話番号: 0858-00-0000		FAX番号: 0858-00-0001	
担当者の役職及び氏名: 施設管理部長 北栄 三郎			
担当者の電子メール: aaa@aaa.co.jp			
資本金(出資金)	1,000 万円	従業員	50 人
主たる業種	※日本標準産業分類、中分類で記載 宿泊業		

参考URL:
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

(2) 事業内容(被災した施設及び設備の概要)

1 被災した施設及び設備の概要	<p>※被災した施設及び設備の概要を記載して下さい。 ※施設及び設備が事業に必要なものであり、原状回復が必要不可欠であることが客観的にわかるように記載して下さい。 当社は旅館を営んでいるが、今回の地震により、以下の箇所で被害を受けている。</p> <p>(1) 旅館の外壁の亀裂(約20カ所) (2) 水道管の損壊</p> <p>このため、早急に原状回復のための修繕を行わなければ顧客獲得も困難となり、事業継続が厳しくなる恐れがある。</p>
2 施設及び設備の原状回復の内容(方法)	<p>※原状回復の内容(修繕、買い換え、整備等の手段)、発注予定先、見積り金額等を記載して下さい。 今回、上記(1)(2)について、それぞれ原状回復のための修繕工事を行う。</p> <p>(1) 旅館の外壁の亀裂(約20カ所) 発注先: 〇〇建設株式会社(倉吉市〇〇町××) 見積額: 1,200,000円(税抜) 作業内容: 外壁の亀裂について、修繕工事を実施。</p> <p>(2) 水道管の損壊 発注先: 有限会社〇〇水道工事(東伯郡三朝町〇〇) 見積額: 300,000円(税抜) 作業内容: 破損した水道管について、修繕を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 交付決定日から平成 年 月 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 平成28年10月22日から平成29年9月30日まで ※どちらかにチェックを入れ、期間は12ヶ月以内とすること</p>

被災した施設や設備について記載して下さい。
 また、原状回復を行わなければならない理由(事業継続ができない理由)を記載して下さい。

修繕の内容を記載して下さい。
 発注予定先についても記載して下さい(予定先が決まっていな場合は「未定」と記載)。見積額については、必ず記載すること。

交付決定日前に着手している場合は、着手日と完了予定日を記載して下さい。完了予定日は支払まで全て完了する予定日を入れて下さい。(余裕を持った日付として下さい)
 なお、完了予定日が未定の場合、「**交付決定日から12ヶ月以内**」と記載頂いても良いです。

(3) 事業に必要な経費

(単位:円)

経費区分	経費内訳・明細	発注先/所在地	補助対象経費(税抜額)
改修費	施設改修費(外壁補修) 1,296,000円	〇〇建設株式会社 (倉吉市〇〇町××)	1,200,000
	設備改修費(水道管補修) 324,000円	有限会社〇〇水道工事 (東伯郡三朝町〇〇)	300,000
合計			1,500,000

※括弧内には補助金を受ける額（2/3以内）を記載	（ 1,000,000 ）
--------------------------	---------------

- (注) 1 補助対象経費について、県外事業者への発注を予定している場合は、下記「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出すること。
- 2 委託に係る経費のうち、補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情により事前に県が認めた場合を除き県内事業者が実施したものに限り。
- 3 必要に応じて行を増やして使用すること。（1ページに収まらなくても構わない）

県外発注理由書

経費区分	経費の内容	発注先事業者名	発注先所在地	当該経費に係る県内事業者の状況	県内発注できない理由、県外発注で無ければならない理由
改修費					

県外の業者に発注する場合は必ず記載して下さい。ただし、認められない場合もありますのでご注意下さい。
※ない場合は記載不要です。

【参考】実績報告書の記載例
様式第6号（第12条関係）

事業完了日から10日以内の日付で提出して下さい。

平成29年12月20日

鳥取県知事 平井 伸治 様

報告者 住 所 倉吉市〇〇町××-××
名 称 株式会社〇〇旅館
代表者役職 代表取締役
代表者氏名 倉吉 次郎 印

交付決定通知に記載してある番号を記載してください。

平成29年度鳥取県 経営革新総合支援補助金〈復旧・復興型〉

代表者職印（ない場合、代表者の私印で構いません）

平成29年〇月〇日付第201600000000号で交付決定通知がめつた上記補助金の実績について、鳥取県版経営革新総合支援補助金〈復旧・復興型〉交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

	補助対象経費（税抜額）	補助金額
交付決定	1,500,000円	1,000,000円
実績	1,300,000円	866,666円
差引	▲200,000円	▲133,334円
添付書類	1 補助事業実施報告書（別紙） 2 原状回復後の施設及び設備の写真 3 補助対象経費の支払の根拠となる書類（契約通帳の写し等）	

1円未満は切り捨てして下さい。

差引額は「実績－交付決定」の額を記載（マイナスの場合、▲を付けて下さい）

補助事業実施報告書

1 実施主体の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業名 ・ 代表者職・氏名 ・ 住 所 ・ 電話番号・ファクシミリ番号 ・ 電子メール（担当者） ・ 担当者職・氏名 	株式会社〇〇旅館 代表取締役 倉吉 次郎 倉吉市〇〇町××-×× 0858-00-0000 / 0858-00-0001 aaa@aaa.co.jp 施設管理部長 北栄 三郎
---	--

2 事業の概要

(1)実施内容 外壁、水道管の原状回復 ※「〇〇」には原状回復を行う施設及び設備名を記載して下さい。
(2)事業全体の実施日程 〔開始日〕 〔終了日〕 平成29年〇月〇日 ~ 平成29年12月10日
終了日は支払まで全て完了した日付として下さい。 申請時の補助事業期間を超えないこと。
(3)他の補助金の活用の有無（有・無） ※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに〇をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

3 実施内容

(1)実施結果 ※補助事業実施計画書に記載した実施項目に沿って、修繕内容を具体的に記載すること。当初計画からの変更点があれば、変更内容・経緯等についても記載する。 今回、上記（1）（2）について、それぞれ原状回復のための修繕工事を行った。 （1）旅館の外壁の亀裂（約20カ所） 発注先：〇〇建設株式会社（倉吉市〇〇町××） 実績額：1,100,000円（税抜） 作業内容：外壁の亀裂について、修繕工事を実施。 施工期間：平成28年10月22日～平成29年3月20日 （2）水道管の損壊 発注先：有限会社〇〇水道工事（東伯郡三朝町〇〇） 実績額：200,000円（税抜） 作業内容：破損した水道管について、修繕を行った。 ※変更内容：今後同様の地震等が起こった際に破損しないよう、素材を〇〇に変更した。 施工期間：平成28年12月1日～平成29年11月30日
原状回復のために行ったことを記載して下さい。変更点があればそれも記載して下さい。
(2)今後の事業展開について ※今後、事業をどのように行っていくのか、見通し等を含めて記載して下さい。 今後、キャンセル等で失った客数を回復させ、利益を確保するため、積極的な誘客促進の取組を行う。 具体的には、関西圏でのPR活動や、ネットでの販促活動（宿泊キャンペーン）等を行う。 同時並行で、働き方改革にも取組み、顧客満足度の向上と従業員満足度の向上を両立させる取組（ITの積極活用等）により、生産性向上を図っていく。
今後、どのような取組を行って事業を再び軌道にのせていくのか、検討していることを簡単に記載して下さい。

4 決算書（支出のみ）

経費区分	経費内訳・明細	発注先／所在地	補助対象経費（税抜額）

改修費	施設改修費（外壁補修） 1,188,000円	〇〇建設株式会社 （倉吉市〇〇町××）	1,100,000
	設備改修費（水道管補修） 216,000円	有限会社〇〇水道工事 （東伯郡三朝町〇〇）	200,000
合 計 （※括弧内には補助金を受ける額（2/3以内）を記載）			1,300,000 (866,666)

- (注) 1 委託に係る経費のうち、補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情により、前に県が認めた場合を除き県内事業者が実施したものに限り、
- 2 必要に応じて行を増やして使用すること。（1 ページに収まらなくても構わない）

1円未満は切り捨てて下さい。